

## 令和 5 年度中小企業活性化施策実施状況報告書を作成しました

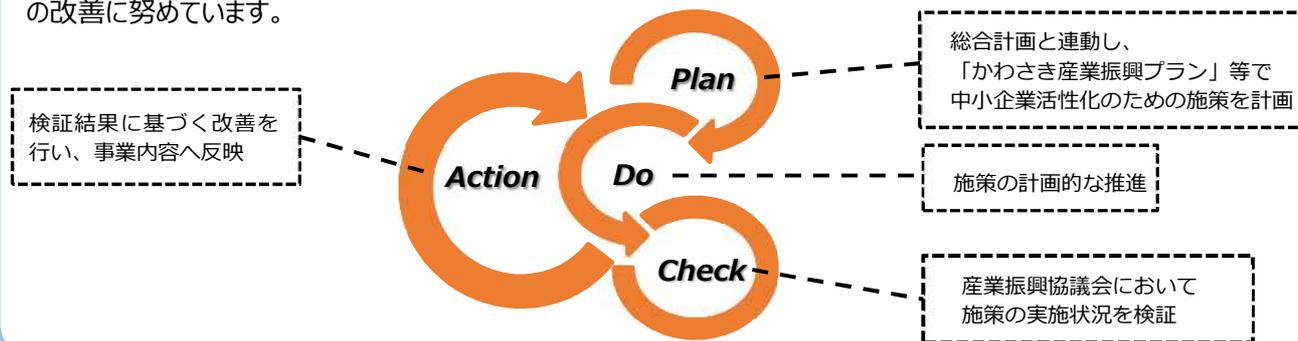
「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、令和 5 年度に実施した中小企業活性化施策の実施状況、附属機関での検証結果及び検証結果を踏まえた今後の対応内容を報告書として取りまとめました。

令和 5 年度は、原油価格・物価高騰対策を含め、起業・創業支援、人材確保・育成支援、海外展開支援等の全 33 事業について検証を行い、施策の改善を図りました。

### 「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」の特徴と取組

川崎市では、市内中小企業に対する基本姿勢を明確に定め、行政、事業者、市民の協力関係の中で、地域経済の発展を目指していくため、平成 28 年 4 月に「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」を施行し、中小企業の活性化を総合的かつ計画的に推進しています。

本条例では、8 つの中小企業活性化施策<sup>※</sup>を定め、その実施状況について、有識者や市内の産業関連団体で構成される附属機関である「川崎市産業振興協議会」において検証し、その検証結果を施策に適切に反映させ、施策の改善に努めています。



※中小企業活性化条例で規定する 8 つの中小企業活性化施策

第 12 条 創業、経営の革新等の促進
第 13 条 連携の促進
第 14 条 研究及び開発の支援
第 15 条 経営基盤の強化及び小規模企業者の事情の考慮
第 16 条 地域の活性化の促進
第 17 条 人材の確保及び育成
第 18 条 海外市場の開拓等の促進
第 19 条 受注機会の増大等

報告書は、次のホームページから御覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000073236.html>

問合せ先

川崎市経済労働局産業政策部企画課 勝山

電話 044-200-2360